

治療用装具の作製をすすめられたら 確認しておきたいチェックポイント

Check

治療用装具とは、症状固定前に治療を目的として
医師の指示のもと一時的に使われるもの。

義肢(義手・練習用仮義足)、コルセット、関節用装具、
義眼(眼球摘出後眼窩保護のため装着した場合)、などがあります。



コルセット



インソール



膝装具

など…

チェックポイント 1

健康保険は使えるの？

医師が治療上必要であると認め、
健康保険組合(医療保険者)が
療養費の支給はやむを得ないと認めた場合に限り、
療養の給付に代えて適用されます(健康保険法第87条)。
右記に当てはまるものは**対象外**です。

対象外となるケース

所定の要件を 満たさないもの

- × 症状固定後に作製したもの
- × 市販品を加工・転用したもの
- × 補装具費支給事務取扱要領の基準を満たさないもの
- × 医師の管理下でないもの
- × 療養の給付として手技料等に含まれている処置・手術で用いる治療材料(サポーター等)

下記を目的として 作製したもの

- × 日常生活やスポーツ等における能力向上・改善目的のもの
- × 職業上で必要になるもの
- × 美容を目的とするもの
- × 原因疾患の治療目的でなく、単に症状緩和(除痛)を目的とするもの

！ 健康保険が適用されるかどうかを判断させていただきます

治療用装具の購入に健康保険が使えるかどうかは、**購入時に確約されるものではありません**。療養費申請の際の添付書類や写真によって、要件を満たすかどうかを当健康保険組合で確認させていただいたうえで給付します。療養費は**還付制度**ではなく**保険給付**であるため、装具業者等から「装具は必ず健康保険が適用されるので、後から払い戻しが受けられます。」などの説明を受けた場合は、装具業者等の健康保険における療養費への誤解や誤認の可能性がありますので、ご注意ください。



重要！

健康保険が使えるのは、
限られた場合のみ！

ちなみに…

装具には、健康保険(医療保険)制度の対象である「治療用装具」のほかに、「更生用装具(補装具)」という社会福祉制度から給付を受けられるものがあります。混同しないようにご注意ください。どちらの制度にも当てはまらないものは、**全額実費負担**となります。

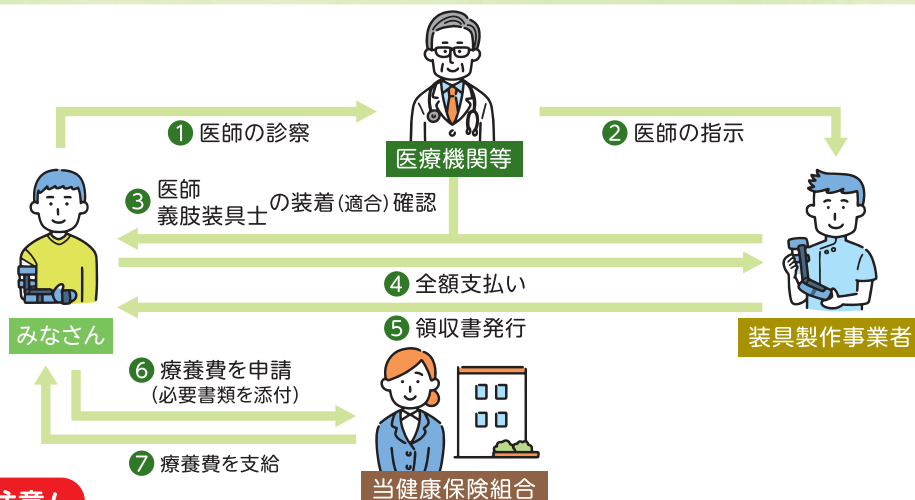
治療用装具と更生用装具(補装具)の比較

	治療用装具	更生用装具(補装具)
	病気・けがの治療をするために必要なもの (原則、1個のみ作製可)	障がいを補い、 日常生活や職業上必要になるもの (複数個の作製が可能な場合あり)
制度(法律)と実施主体	制度 医療保険制度(健康保険法) 主体 医療保険者(健康保険組合)	制度 社会福祉制度(障害者総合支援法) 主体 市区町村(福祉課)
自己負担	装具購入費用の1～3割(年齢等による)	原則、購入費用の1割(世帯の所得による)
申請方法	装具作製後(事後)申請	装具作製前(事前)申請 (申請には障害者手帳が必要)

装具が必要になったら、どちらの制度が適用されるのかをご確認ください。

チェック
ポイント 2

給付の 流れを確認！



ココに注意！

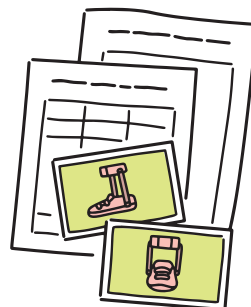
- 医師の診察や装具製作事業者への指示を経ずに患者への採型・採寸、装着または販売等がされた装具は、基本的に健康保険の対象外です。
- 「健康保険で3割負担になる」と言われて購入しても、健康保険組合に療養費を申請すると「対象外」となり、結局、全額を支払わなければならないケースが増えています。治療用装具を作製する際には、くれぐれもご注意ください。

チェック
ポイント 3

療養費申請に必要な書類は？

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ☐ 療養費支給申請書【治療用装具】 | ☐ 装具購入領収書（原本） |
| ☐ 医師の意見書および装着証明書（原本） | ☐ 装具作製確認書 |
| | ☐ 装具の写真 |

※療養費支給申請書・装具作製確認書は当健康保険組合ホームページからダウンロード可。
※装具作製確認書・装具の写真は治療用眼鏡・コンタクトレンズ・義眼の申請には不要。

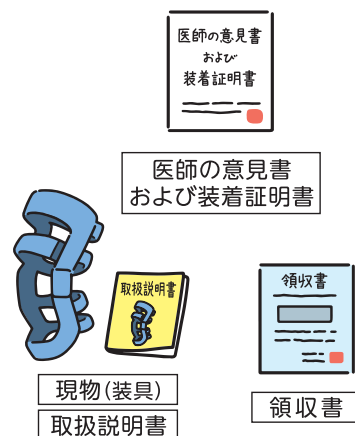


チェック
ポイント 4

装具を購入したときは 「医師の意見書および装着証明書」と 「装具業者の領収書」の内容をチェック！

医師の意見書および装着証明書の記載内容（**装具の名称や装着日**など）、また受け取った現物や取扱説明書と、領収書の記載内容（**但し書き、個数**など）に相違がある場合は当健康保険組合へご連絡ください。

領収書は、但し書きなどの詳細についても装具作製者から説明を受け、現物と照合を行ってください。現物・取扱説明書の品名と領収書の記載内容がすべて一致しているか、必ず確認してください。



重要！

療養費はみなさんと事業主に納めていただいた大切な保険料から支払われるもの。適正に給付を行うために、審査をしております。ご協力をお願いいたします。